（国会議員等となったときの支給停止の届出）

第十三条　改正前私学共済法による退職共済年金及び旧私学共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）（以下この条から附則第十六条までにおいて「改正前私学共済法による退職共済年金等」という。）の受給権者は、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一～六　［略］

２～４　［略］

（改正前私学共済法による年金である給付等の提出書類に係る特例）

第十八条の二　私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで、第四十条の二第二項及び第四十一条第二項から第四項までの規定は、改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付について準用する。

２　改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項の規定により事業団に改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（配偶者又は子の氏名を記載するものに限る。）を提出する者は、当該請求書又は届書に当該配偶者又は子の個人番号を記載しなければならない。ただし、事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

３　事業団に改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載するものに限る。）を提出する者は、支給を受けようとする預金口座として公金受取口座への払込みを希望する場合は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号に代えて、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済法施行規則第十七条第二項の改正規定、第四十二条の表の改正規定（同表第三十条第一項第十一号の項中「第二十四条第一項第九号」を「第二十四条第一項第七号」に改める部分を除く。）、附則第八項の改正規定及び附則第九項を削る改正規定並びに第三条中私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令附則第八条の表の改正規定（同表第十七条第一項の項に係る部分に限る。）及び附則第十二条第一項の表の改正規定（同表第十七条第一項の項に係る部分に限る。）は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（雇用調整助成金） **第百二条の三**　雇用調整助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、支給するものとする。 一　（略）	（雇用調整助成金） **第百二条の三**　雇用調整助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、支給するものとする。 一　（略）